

第105号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立水産体験学習館）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和7年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立水産体験学習館

2 指定管理者

神戸市西区押部谷町高和字性海寺山1557番地の1

水産体験学習館運営共同事業体

代表者 一般財団法人神戸農政公社

代表理事 清家 久樹

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

理 由

神戸市立水産体験学習館の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

神戸市立水産体験学習館の指定管理者の指定について

1. 公の施設の名称

神戸市立水産体験学習館

2. 指定管理者

水産体験学習館運営共同事業体

代表者 一般財団法人神戸農政公社 代表理事 清家 久樹

住 所 神戸市西区押部谷町高和字性海寺山 1 5 5 7 番地の 1

3. 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日

4. 債務負担行為

期間：令和 6 年度～令和 11 年度 限度額：61,000 千円

5. 令和 7 年度予定額

12,100 千円（令和 6 年度指定管理料 0 千円）

6. 選定までのスケジュール

応募要領配布期間	令和 6 年 9 月 30 日（月）～11 月 1 日（金）
応募者説明会	令和 6 年 10 月 7 日（月）
質問受付期間	令和 6 年 10 月 7 日（月）～10 月 18 日（金）
応募登録期間	令和 6 年 10 月 28 日（月）～11 月 1 日（金）
提案書類受付期間	令和 6 年 11 月 25 日（月）～11 月 29 日（金）
指定管理者選定評価委員会	令和 6 年 12 月 18 日（水）

7. 選定理由

2 団体から提案があり、提出を受けた提案書類について、団体の概要、運営体制、事業提案、収支計画等を評価項目に基づいて総合的に評価選定を行った。

その結果、実現性や継続性の高い安定的な事業計画であること、また、マリニピア神戸内事業者との連携により、効率的かつ効果的な施設の管理運営を期待できることなどから、上記の団体が指定管理者候補者として最適であると選定した。

8. 主な提案内容

- ・海と山を繋ぐ体験をコンセプトとした豊かな海づくりに資する体験や展示、魚食普及や食育に資する体験事業の実施等による漁業への理解増進や魚食普及への寄与
- ・マリニピア神戸内事業者と連携したイベントの開催、「ラグーン」での海に触れる体験を通じた水難防止や環境啓発に資する教育の実施等による施設の魅力向上と利用者数の増加
- ・繁忙時の近隣施設と連携した応援体制の構築、警備や設備管理等業務の一元管理や人員配置の効率化等による施設管理コストの削減
- ・漁協等と連携した水産体験学習等事業の実施及び商品仕入れ等の市内企業の活用

9. 選定基準・評価結果

審査項目	内 容	配点	候補者	次点者
応募者に関する項目	管理運営を安定して行う物的・人的能力を有しているか。(同種類似施設の運営実績、応募者の財務状況)	25点	17点	17点
	市内企業か。			
事業計画書	基本方針が適切か	20点	17点	15点
	職員の体制と組織に関する計画が適切か(地域雇用、障害者雇用、高齢者雇用、市内企業等の活用 含む)			
	維持管理業務に関する計画が適切か。			
事業提案書	指定管理業務における水産体験学習等に関する提案が明確かつ適切か。	45点	30点	30点
	自主事業における水産体験学習等に関する提案が適切かつ魅力的か。			
	利便施設の管理運営業務の提案が明確かつ適切か。			
収 支 予算書	収支の均衡はとれているか	10点	8点	6点
	実現可能性の高いものとなっているか。			
合 計		100点	72点	68点

10. 応募団体

(1) さかなの学校特定共同事業体

代表者 株式会社 Ocean's Seven

構成団体 株式会社村上工務店

(2) 水産体験学習館運営共同事業体

代表者 一般財団法人神戸農政公社

構成団体 三井不動産株式会社

〔施設の概要〕

(1) 設立趣旨

漁業に関する体験学習を通じ、漁業者と市民との交流を図ることにより相互理解を深め、漁業の振興に資するとともに、市民文化の向上、健康の増進及び憩いと安らぎの場の提供を図ることを目的として設立した。

(2) 所在地

神戸市垂水区海岸通 12 番 4 号 (マリンピア神戸内)

(3) 開設時期

平成 10 年 3 月

(4) 規模構造

鉄骨造平屋建 514 m²

(5) 施設内容

(屋内施設) 展示学習室, 研修室, 事務室, ロビー (屋外施設) 臨海休養広場

(6) 使用時間

- ① 研修室, 展示学習室 午前 10 時から午後 5 時まで
- ② 臨海休養広場 午前 6 時から午後 11 時まで
- ③ トイレ 午前 6 時から午後 5 時まで

(7) 休館日

- ① 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日
- ② 水曜日 (当該期日が国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日に当たるときは、その翌日)
- ③ 市長が施設等の管理上必要があると認める日

(8) 利用状況

(単位: 人)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
水産体験学習館	320, 910	490, 276	休館 (4/1~)
()内は体験学習受講者	(2, 289)	(11, 713)	
研修室 1・2	96 組	110 組	
臨海休養広場	2, 477, 520	2, 712, 040	